

会議の名称	令和7年度第2回阿見町都市計画審議会
開催日時	令和8年3月19日(木) 午前10時00分～午前11時00分
開催場所	本郷ふれあいセンター 2階 会議室1
出席者	<p>会長：大澤 義明</p> <p>委員：野口 俊郎、須永 大介、茂田 義巳、野島 泰久、 田中 宏二、野口 雅弘、石引 大介、栗原 宜行、 寺家 喜重(代理者出席)、齋藤 十郎</p> <p>11名</p> <p>事務局(阿見町)</p> <p>阿見町副町長…服部 隆全 産業建設部長…野口 正巳 都市計画課…鶴田課長、高村係長、笹目主任、山田主事</p>
傍聴人数	0人
会議の議題 および会議 資料の内容	<p>1. 開 会</p> <p>2. 副町長挨拶</p> <p>3. 議 事</p> <p>都計諮問第1号 阿見町立地適正化計画<改訂版>(案)について</p> <p>4. その他</p> <p>5. 閉 会</p>
配布資料	<p><input type="checkbox"/> 次第</p> <p><input type="checkbox"/> 名簿及び席次表</p> <p><input type="checkbox"/> 都市計画審議会付議案</p> <p><input type="checkbox"/> 説明資料</p>
議事概要	別紙のとおり

令和7年度第2回阿見町都市計画審議会 議事概要

【都計諮問第1号】 阿見町立地適正化計画<改訂版>（案）について

- A 委員：前回の計画から5年経っているということもあり、PDCAを回すと思うのだが、その中で誘導区域を変えなくても良いという結論になったと思う。立地適正化計画策定委員会をやっていると思うが、評価結果や次に向けたアクションについて何か意見があったか。
- 事務局：年度当初に都市計画審議会に書面で、施策の実施状況の結果をご報告させていただいたが、同様の内容を策定委員会の委員にも説明をしている。いただいたご意見としては、空き家について、人口密度が下がってしまうことへの対策として、ぜひ力を入れていただけないかというようなご意見をいただいた。阿見町では、今まで空き家について管轄している部署があったのだが、今年度から一本化し、体制を整えた。また、補助金制度も新しく設置された。まだ事例は少ないのだが、そういった体制を整えたところであり、引き続き、空き家対策を推進していく。
- 誘導区域に関しては、拡張するべきなどのご意見はなかった。一方で、吉原市街地が居住機能を持っている市街地になっている。新しく県で区画整理を行い、市街地が立ち上がってきている中、吉原市街地は誘導に入らないのか、という委員の皆さまから説明を求める意見が出た。こちらについては、先ほどフローでもお示しさせていただいたが、DID人口がまだ集まってきていないということもあり、フローで基準を確認して行くと、居住誘導区域に設定し難いという説明をさせていただいた。立地適正化計画の施策自体には、大きなご意見はなかったが、後ほど説明する防災指針についてきちんと防災の手を尽くしているかというご意見をいただいた。
- B 委員：30ページのハード面での施策で、浸水対策や冠水対策があるが、現地を見直しよくチェックしていただきたい。理由として具体的な例をあげると、都市計画道路を作った2、3年後にその下流で浸水被害が起きてしまった。理由としては上流の畑の土が道路に入って埋まってしまう、下流に流れなくなってしまったためであり、管理が悪かったという事例。もう一つは、河川が合流しているのだが、本線に入る支川側は流れない。河川の場合、本線があると逆流してしまう状況もある。その対策をしないで作ってしまった事例である。清明川の上流側に浸水する部分があった場合、本線の河川は雨が降ると流れるが、市街地から各水路で障害があると少しずつ溜まってしまう。河川の水位がいっぱいになると止まるので、最初に流してしまえば、浸水が起きないケースも考えられる。例えば、水路が直角に曲がっているなど、このような例はかなりあると思うので、その対策をするだけでも違ってくるのではないか。そのような点検・調査をしていただければと思う。
- 事務局：水路や河川の管理部署と連携しながら、現場の確認について検討させていただく。
- C 委員：先ほどの話は計画書に入れ込んでいくのか。
- 会長：修正は大変だが、せっかく意見をいただいているのでできれば反映していただ

きたい。

事務局：今のお話は冠水対策の施策になると思う。冠水対策は入れ込んでいるので、担当課との連携をしっかりとしていきたい。今おっしゃっていただいたご意見を入れるということであれば、排水能力の再検討。文言はすでに入っているので、箇所の再検討など、ご指摘を言葉として足して、具体性を持たせた形で変更させていただくことは可能と考える。

A 委員：計画はこれまでの協議で固まってきている。また、5年に一度チェックできるためその際に盛り込んでいくことも考えられる。

会長：できればこの段階で反映してほしい。

事務局：検討する。

D 委員：3点申し上げたい。まずは確認で、23ページの想定される災害に対し、都市計画区域と居住誘導区域が指定されている。該当ありはわかるのだが、「－」と「×」に違いはあるのか。また、2点目として29ページの方針の3、地震に対する対策で旧耐震基準の建物の耐震改修促進等々書かれている。この改修の促進について、公共施設は自分たちでやっていく話だと思うが、民間についても30ページで促進と書かれている。具体的な制度や予算措置のようなものの有無で実効性が全然変わってくるので、そういった裏付けがあるのかを確認させていただきたい。3点目は、PDCAという話でもあるのだが、33ページで、将来に向けた指標を設定している。その中で目標値は2040年の数字が書かれている。一例を挙げると、阿見市街地と荒川沖市街地の地価公示価格が書かれているが、現状維持のものとプラスのものがある。これは目標値の設定の根拠があって、このように書かれていると推察するが、その根拠についてご説明いただきたい。

事務局：まずは23ページについて。こちらは記載ミスで、「×」と「－」は同じ内容で、区域に含まれていないということ。

耐震化の促進を図る施策については、現在町としては、木造住宅の耐震診断士派遣事業と、木造耐震補強の工事事業の補助事業の実施、さらに固定資産税の減免措置を、耐震化を図る施策として実施している。

指標⑦の地価公示価格について。阿見市街地と荒川沖市街地の過去10年間の数字を抽出し、上昇の平均値と推計値を出したところ、荒川沖市街地は伸びている傾向で、阿見市街地については少し下がってきている状況だった。目標値の設定は、阿見市街地は既に形成されている既成の市街地である一方、荒川沖市街地は開発等されながら、人口の伸びもあり、未だ完成していない市街地であるため、阿見市街地は現状維持、荒川沖市街地は上昇という設定にした。

D 委員：耐震化の促進について、制度があるということはわかったのだが、予算規模によって、どれぐらい改善が進んでいくのか、ボリューム感が、今回想定している対策に対して充分なのか、検証が必要だと思う。資料に載せる話ではないが意識していただきたい。その他、30ページ全体に先ほどの議論が重なるところなのだが、実効性があるのか、どの場所が対象になってくるのかという詳細を、ここには書かないにしても事務局としては持っておくべきだと思うので、しっかり裏打ちされたものを準備していただくとありがたい。

A 委員：24ページの最後の項目で阿見市街地において、洪水浸水想定区域内に要配慮者利用施設が5か所立地とある。この施設は洪水になった時に備えて、事前防

災、事前に防災訓練などをやらなければならないのではないか。今ある5カ所の施設がそのような施設に該当するのか。大子町で数年前、台風の大雨で川が溢れた時、その地区に高齢者施設があった。旧役場の近所なのだが、水につかってしまった。1階に老人がいたが、マニュアルがあり、垂直移動させて全員助かった。浸水が想定されているところは、そのような訓練は大事。児童施設などでは、その時に人がいないことも想定される。訓練を行うことであぶり出しができるので、次はどうするかを考えていく必要があるのではないか。

事務局：5カ所の要配慮利用施設のなかには東京医科大学医療センターの病院なども含まれており、避難訓練が必要になる施設があると思う。要配慮者利用施設等の訓練については防災危機管理課で管轄している、地域防災計画等にそういった施設と連携をし、訓練等の対応も促していくような記載があるので、防災危機管理課と連携しながら、検討させていただければと思う。

また、発災してすぐに町の職員が全ての地区に助けに行くのは、現実的ではないため、発災直後はやはり地域で防災の活動を皆さんにやっていただかなければならない。地区での防災訓練などを町として支援し、積極的にやっていただけるよう地区に下ろしている。常総市が良い例だと思うが、非常に大きな災害があったところでは、マイタイムラインがある。今回この立地適正化計画に入れ込ませていただいたが、個々人が災害にあった時にどう行動するのかという、自分の避難計画を作り、避難計画自体を小さくして、具体的になっているのが防災の流れではないかと思っている。先ほどご指摘をいただいた施設単位での防災の対応も、当然町から地区に、地区から施設に、施設から個人に、という流れに持ってくるので、防災危機管理課とお話しさせていただき、どういう取り組みをしているのか、また今後していく予定があるのかなど、確認させていただきたい。もう一つ、要配慮者施設ということなので、福祉の観点での対応がある。これはソフト面の31ページの下から2つ目に避難行動要支援者の支援体制の整備という項目がある。福祉部門の方で、避難行動、ご自身では避難ができない方を市町村でリスト化して、個別に、災害の時誰が支援するのかという整理を、阿見町では社会福祉課が担当で取り組んでいる。10年程前にリスト化を始めて、継続的に取り組んでいるものであるため、要配慮者の方が入所している施設、建物ということであれば、そういったところにも施策が及んでいると思う。防災と福祉の連携はすでに図られているが、こちらでも確認させていただければと思う。

A 委員：33ページに地区防災訓練数がある。件数が13件、17件、23件となっているが、予算はかからないと思う。もう少し福祉関係の施設で、先ほど言ったような例があればワーキンググループの中で重点化し、防災訓練などをやらしてもらえるように取り組むことがいいのではないかと思っている。必要があるかはわからないが、あるならばそのようにした方がいいのではないか。

事務局：防災危機管理課との連携しながら、確認させていただきたいと思う。

会長：それでは、委員からの意見を踏まえ一部修正を検討することで、可決したとさせていただきます。

以上